

一般競争入札の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県庁舎廃棄物の収集運搬業務及び処分業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

令和8年3月2日

山形県知事 吉村 美栄子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形県庁10階1002会議室
- (2) 日時 令和8年3月23日（月）午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び予定数量

イ 県庁舎廃棄物の収集運搬業務

- (イ) もやせるごみ 予定数量 38,400キログラム／年
- (ロ) 紙類・布類 予定数量 4,700キログラム／年
- (ハ) カン 予定数量 600キログラム／年
- (ニ) 金属くず 予定数量 600キログラム／年
- (ホ) ペットボトル 予定数量 1,800キログラム／年
- (ヘ) 廃プラスチック 予定数量 10,200キログラム／年
- (ト) ビン・ガラスくず・陶磁器くず 予定数量 900キログラム／年

ロ 県庁舎廃棄物の処分業務

- (イ) もやせるごみ 予定数量 38,400キログラム／年
- (ロ) 紙類・布類 予定数量 4,700キログラム／年
- (ハ) カン 予定数量 600キログラム／年
- (ニ) 金属くず 予定数量 600キログラム／年
- (ホ) ペットボトル 予定数量 1,800キログラム／年
- (ヘ) 廃プラスチック 予定数量 10,200キログラム／年
- (ト) ビン・ガラスくず・陶磁器くず 予定数量 900キログラム／年

- (2) 調達をする役務の仕様等 仕様書による。

- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

- (4) 入札方法 (1)のイの(イ)から(ト)まで及びロの(イ)から(ト)までごとの1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、(1)のロの(ハ)から(ト)までの産業廃棄物のうち中間処理を行わず直接最終処分を行うものがある場合は、当該産業廃棄物の処分業務に係る落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額から1キログラム当たりの産業廃棄物税額を差し引いた金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から1キログラム当たりの産業廃棄物税額を差し引いた金額の110分の100に相当する金額に1キログラム当たりの産業廃棄物税を加算した金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しない

こと。

- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- (3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- (4) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるものに限る。）に登載されていること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (8) 山形県内に本店又は営業所等を有すること。

- (9) 2の(1)のイの(イ)及び(ロ)の役務に係る営業に関し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定により必要な許可、2の(1)のイの(ハ)から(ト)までの役務に係る営業に関し同法第14条第1項の規定により必要な許可（以下「産業廃棄物収集運搬業の許可」という。）及び2の(1)のロの(ハ)から(ト)までの役務に係る営業に関し同条第6項の規定により必要な許可（以下「産業廃棄物処分業の許可」という。）を受けていること。ただし、産業廃棄物処分業の許可を受けていない者にあつては、その者が産業廃棄物収集運搬業の許可を受けていること並びにその者が落札した場合において2の(1)のロの(ハ)から(ト)までの役務を履行することとなる者が産業廃棄物処分業の許可を受けていること及び適正に当該役務を履行できることを証明できること。

- (10) この公告による他の入札参加者に係る入札において、2の(1)のロの(ハ)から(ト)までの役務を履行する者となっていないこと。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部管財課施設管理担当
電話番号023(630)2063

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県総務部管財課施設管理担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を令和8年3月11日（水）午後5時までに山形県総務部管財課施設管理担当に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。なお、産業廃棄物処分業の許可を受けていない者が落札者となった場合は、2の(1)のイ及びロの役務を履行する者ごとに、当該者と契約を締結するものとする。
- (3) 契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (6) 詳細については入札説明書による。